

米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド

(毎月分配型) / (資産成長型)

愛称: 利回り名人

追加型投信 / 海外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ: <https://www.sompo-am.co.jp/>

電話番号: 0120-69-5432

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

野村信託銀行株式会社

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(スワップ取引、 債券一般)))	年12回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産成長型				年2回				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、
一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名	SOMPOアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1986年2月25日
資本金	1,550百万円
運用する投資信託財産 の合計純資産総額	2,295,952百万円

(2024年6月末現在)

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド(毎月分配型)」「米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド(資産成長型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月27日に関東財務局長に提出し、2024年10月13日にその効力が発生しております。
- 各ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、実質的に米国のハイイールド社債への投資比率が概ね150%となるようにレバレッジを利用することで、相対的に高い利回りを追求します。リスクが高まる局面では機動的に投資比率を調整しリスクの低減を図ります。

また、市場環境に応じて米ドル円の為替変動の影響を調節することで、円安の恩恵を享受しつつ、円高の影響の抑制を目指します。

リスクを取りつつ相対的に高い利回りを追求したいお客さまにご検討いただきたいファンドです。

SOMPOアセットマネジメント



ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

● ファンドの特色

1

「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略」のパフォーマンスを享受することで、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「S O M P O マネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を主要投資対象とします。原則として、「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略ファンド(適格機関投資家向け)」への投資比率を高位に保ちます。

・「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略ファンド(適格機関投資家向け)」においては、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略」のリターン(損益)を享受する担保付スワップ取引※を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、主にわが国の国債(短期国債を含みます)等に投資を行います。

※担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同様の投資効果を享受できる取引のことです。

● 「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略」とは

➤ 「米国のハイイールド社債」への投資と「為替リスクコントロール戦略」の2つを組み合わせた戦略です。

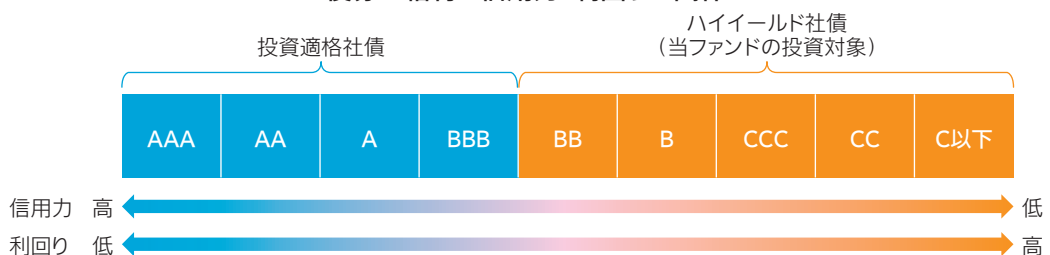
米国のハイイールド社債への投資について

・米国のハイイールド社債市場全体の動向を示す米ドル建ての指数(円換算ベース)を通じて実質的に米国のハイイールド社債に投資します。

➤ **米国ハイイールド社債とは**

・ハイイールド社債とは、格付機関によってB B格以下に格付される社債です。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

債券の格付と信用力・利回りの関係

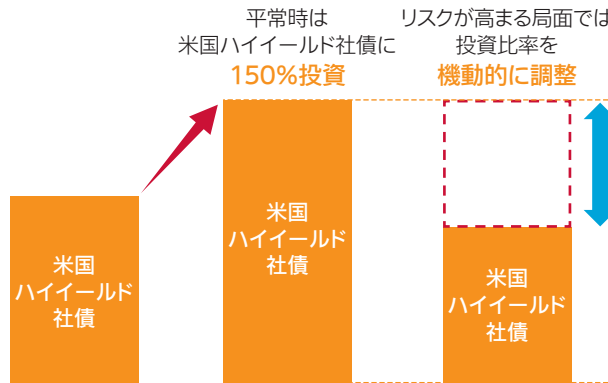


ファンドの目的・特色

≫ 投資比率の機動的調整

- 米国のハイイールド社債への投資比率は、レバレッジを利用することにより、原則として、担保付スワップ取引の想定元本に対して概ね150%となるように管理し、インカムゲインの確保を目指します。ただし、米国のハイイールド社債のリスクが高まった局面等においては投資比率を機動的に調整し、リスクの軽減を図ります。
- 米国のハイイールド社債市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。

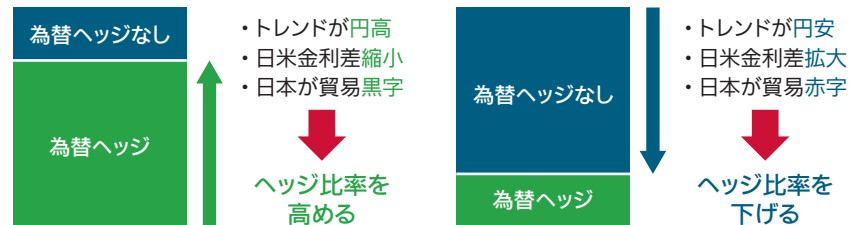
米国のハイイールド社債への投資のイメージ図



「為替リスクコントロール戦略」について

- 「為替リスクコントロール戦略」は、米ドル円為替レートや日米の経済指標等に関するデータを基に、米ドル円の為替取引のポジション量を日次で調節する戦略です。この戦略を通じて米国のハイイールド社債が持つ為替リスクの最適化を目指します。

「為替リスクコントロール戦略」のイメージ図



※短期的に大きく円高が進んだ場合は、上記とは異なるポジションを取る場合があります。

※当ファンドにおいては為替ヘッジ取引を行いません。ただし、「米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド（適格機関投資家向け）」における「為替リスクコントロール戦略」により、為替ヘッジ効果を楽しむ場合があります。

※上記はあくまでイメージであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

I. バークレイズについて

バークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。

II. バークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク”および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。

・コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

III. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付

格付投資情報センター(R&I):A+(2024年7月末時点)

※発行体格付を使用

2

「毎月分配型」と「資産成長型」があります。

<毎月分配型>

原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

※第1期は分配を行わない予定です。

毎月分配型は、決算期毎にインカム収入^{*}を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※ インカム収入とは、債券の利子収入等をいいます。

- ・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。
- ・投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

<資産成長型>

原則、毎年4月・10月の各10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

資産成長型は、中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

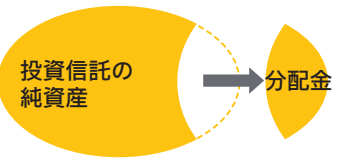
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

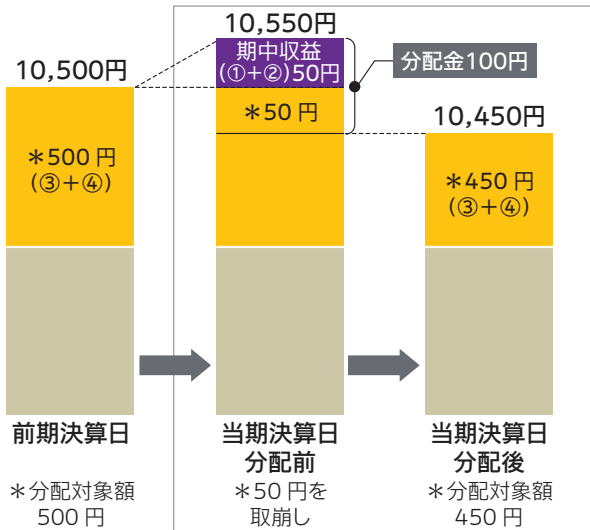


● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

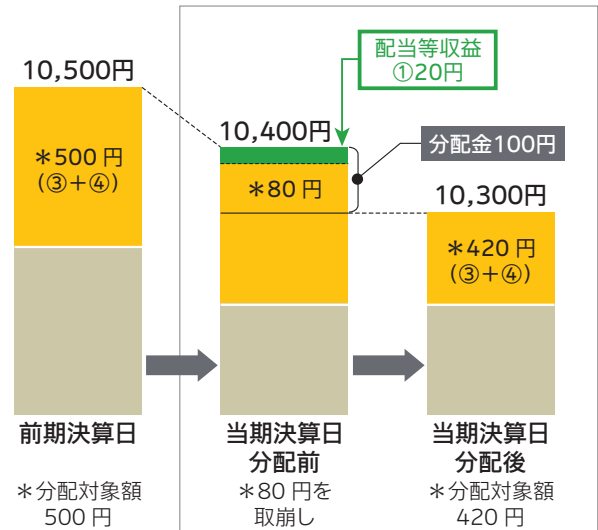
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



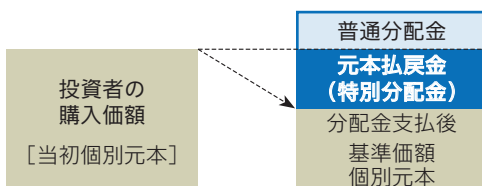
(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

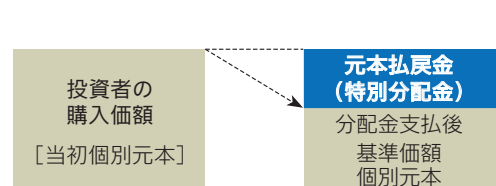
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税は、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

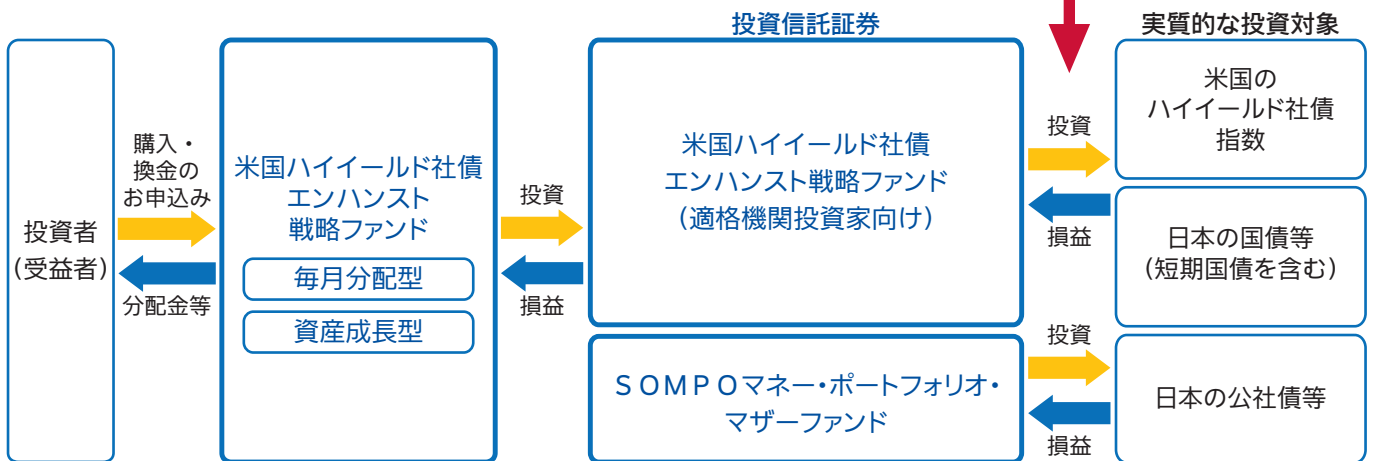
ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。

「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を組入れることにより運用を行います。

担保付スワップ取引への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国ハイールド社債エンハンス戦略」のリターン(損益)*を享受します。



*リターン(損益)につきましては、「米国ハイールド社債エンハンス戦略」に関する費用等を控除したものとなります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

- 毎決算時(「毎月分配型」は原則として毎月10日。「資産成長型」は原則として4月、10月の各10日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	米国ハイイールド社債エンハンスト戦略ファンド(適格機関投資家向け)
形 態	国内籍私募投資信託(円建て)
主 な 投 資 対 象	<p>オンバランスではわが国の国債(短期国債を含みます。)、国内コマーシャル・ペーパー、特別目的会社(以下、「SPC」といいます。)が発行する担保付SPC債(円建て)(以下、「SPC債」といいます。)等を主要投資対象とします。</p> <p>オフバランスでは担保付スワップ取引(円建て)(以下、「スワップ取引」といいます。)を主要投資対象とします。</p>
運 用 の 基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当ファンドはスワップ取引への投資を通じて、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国バークレイズ銀行)が提供する米国ハイイールド社債エンハンスト戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 ・ 米国ハイイールド社債エンハンスト戦略は、米国のハイイールド社債と為替リスクコントロール戦略を投資対象とします。 ・ 米国のハイイールド社債に係るエクスポージャーは、米国のハイイールド社債市場全体の動向を示す米ドル建ての指数を日本円に換算したもの*1を通じて取得します。原則として、当該エクスポージャーのスワップ取引の想定元本に対する比率は概ね150%となるように管理し、米国のハイイールド社債の変動率が高まった局面等においてはエクスポージャーを機動的に引き下げます。 *1. 当該エクスポージャーが持つ米ドル円の為替リスクはヘッジされていません。 ・ 為替リスクコントロール戦略は米ドル円為替レートや日米の経済指標等に関するデータを基に、米ドル円の為替取引のポジション量を日次で調節する戦略です。この戦略を通じて米国のハイイールド社債が持つ為替リスクの最適化を目指します。 ・ 原則として、当ファンドの信託財産の純資産総額に対するスワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちます。 ・ スワップ取引の評価損益等のエクスポージャーに対応し、日次でスワップ取引相手先と担保の授受を行います。スワップ取引相手先のエクスポージャー(無担保エクスポージャー)の純資産総額に対する割合は原則として10%未満になるように管理します。 ・ 現金部分は、主にわが国の国債(短期国債を含みます。)、国内コマーシャル・ペーパー、SPC債*2を投資対象とし、その内訳は当ファンドの資金事情や取引見通し、市場動向等を勘案の上、決定します。また現金部分の運用パフォーマンスは基準価額とスワップ取引のパフォーマンスの乖離要因となります。 *2. SPCはわが国の国債を購入しそれを別のカウンターパーティーに貸し出し、カウンターパーティーは担保契約に基づいてSPCに対して担保を差し入れます。当ファンドはSPC債を通じて、国債のリターンに加えて国債の貸出の対価を受け取ります。 ・ 市場動向や当ファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

<p>主な投資制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
<p>決算日</p>	<p>原則、毎月25日(休業日の場合は翌営業日)</p>
<p>信託報酬等</p>	<p>純資産総額に対して年率0.231%(税抜0.21%)</p> <p>※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、以下の費用がかかります。</p> <p>各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ スワップ取引の管理費用、スワップ取引が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト ■ スワップ取引の一部または全部解約費用 ■ SPC債に係る費用(組成費用や取引コスト等が生じる場合を含みます。) ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 信託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等
<p>信託財産留保額</p>	<p>ありません。</p>
<p>申込・解約手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>委託会社</p>	<p>パークレイズ投信投資顧問株式会社</p>

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンドの目的・特色

名 称	SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券)に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・ 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。・ 外貨建資産への投資は行いません。・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設 定 日	2021年2月26日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、毎年3月8日
信 託 報 酬 等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委 託 会 社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	野村信託銀行株式会社

投資リスク

● 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。 一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<input checked="" type="checkbox"/> レバレッジリスク	米国のハイイールド社債市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。 この場合、「米国ハイイールド社債エンハンスト戦略」が投資する指数の値動き以上に基準価額が大きく変動します。
<input checked="" type="checkbox"/> 為替変動リスク	為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。 為替レートが円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 当ファンドはレバレッジを利用するため、ファンドの純資産総額以上の為替変動の影響を受ける場合があります。 また、「為替リスクコントロール戦略」が効率的に機能しない場合には、為替差益を享受できない場合や為替差損を被る場合があります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。 当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。実質的に組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 なお、ハイイールド社債は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

投資リスク

☑ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、ハイイールド社債は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

市場環境の急変や「米国ハイイールド社債エンハンス戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

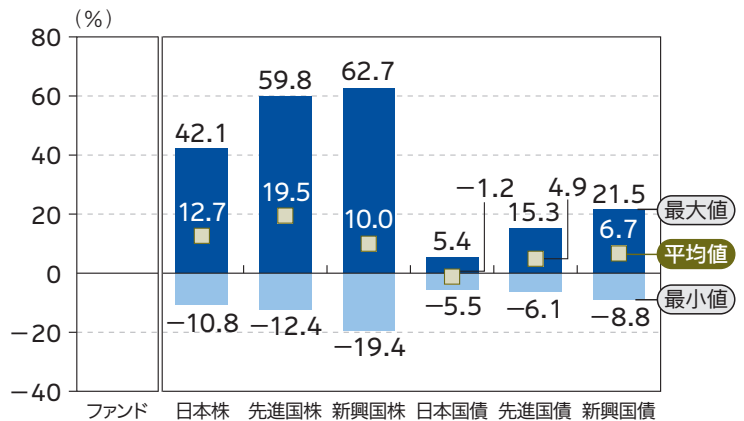
投資リスク

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

各ファンドは、2024年10月31日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



各ファンド : 2024年10月31日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。
代表的な資産クラス: 2019年7月～2024年6月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

<p>日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)</p> <p>日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。</p>	<p>先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)</p> <p>MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。</p>
<p>新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)</p> <p>MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。</p>	<p>日本国債: NOMURA-BPI 国債</p> <p>野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。</p>
<p>先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</p> <p>FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。</p>	<p>新興国債: J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースィファイド (円ベース)</p> <p>J. P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J. P. Morgan Securities LLCに帰属します。</p>

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

各ファンドは、2024年10月31日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

各ファンドにはベンチマークはありません。

※各ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2024年10月15日から2024年10月30日まで 継続申込期間 2024年10月31日から2026年1月9日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(解約申込が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合等をいいます。以下同じ。
申込不可日	<申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合> ● ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日 ● 米国国債決済不可日(アーリー・クローズに該当する日を含みます)
申込締切時間	原則として午後3時※まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。) ※2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までとなる予定です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金の申込受付中止及取消	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止(申込み・解約が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。

手続・手数料等

信託期間	2034年10月10日まで(設定日 2024年10月31日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。なお、主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、繰上償還となります。
決算日	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月分配型 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2024年12月10日。初回決算時は分配を行わない予定です。 ● 資産成長型 原則、4月、10月の各10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2025年4月10日
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月分配型 毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ● 資産成長型 毎決算時(年2回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド1兆円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎年4月、10月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.298%(税抜1.18%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額× 信託報酬率
	委託会社 年率 0.35%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率 0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率 0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券 の信託報酬等	年率0.231%(税抜0.21%) ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 概ね1.529%(税込・年率)程度 となります。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.298%(税抜1.18%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.231%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

●当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※当ファンドは少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の対象ではありません。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

ファンドの名称について、以下の略称にて表記することがあります。

また、総称して「米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド」ということがあります。

米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド(毎月分配型)〔略称:毎月分配型〕

米国ハイイールド社債エンハンス戦略ファンド(資産成長型)〔略称:資産成長型〕

